熊本市
Kumamoto City

令和６年度（2024 年度）の重点施策に関する要望

令和５年（2023 年）６月

熊　本　市

熊本市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配を賜り深く感謝申し上げます。

未曾有の災害となった「平成２８年熊本地震」から７年が経過する中、本市では、被災した方々の生活再建を最優先に、復興を下支えする地域経済の活性化や防災、減災のまちづくりなど、復旧・復興の加速化と未来への礎づくりに全力で取り組んでまいりました。

国におかれましても、発災当初からこれまで、被災者の生活支援に係る迅速な対応をはじめ、国庫補助制度の創設や拡充等、被災自治体の財政負担軽減のために様々なご支援を頂いたところです。

この結果、がけ崩れ等で被害を受けた宅地の復旧工事が令和三年度で全事業が完了したほか、液状化被害を受けた地区の対策工事についても、昨年度末にすべての地区の本体工事が完了するなど、復旧・復興は着実に進んでいると実感しております。

また、国内における感染確認がされて以降、本市へも深刻な影響を与えていた新型コロナウイルス感染症については、本年５月８日から感染症法上の位置付けが変更され、新たな局面を迎えたところです。

本市においても引き続き感染症対策に注力するとともに、本市が目指す「上質な生活都市」の実現に向け、こどもを核としたまちづくりの推進はもとより、ＴＳＭＣ進出を好機とした都市基盤整備など、国の動きに呼応した取組も積極的に展開していく必要があると考えております。

国におかれましては、本市が取り組む各種施策の推進に是非とも御理解をいただき、令和６年度予算編成等に向けて、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和５年（2023年）６月

熊本市長　大西一史

令和６年度（2024 年度）の重点施策に関する要望

① 内閣官房

・孤独・孤立対策の推進に対する支援 …… P 1

② 内閣府

・物価・エネルギー価格等の高騰対策への財政支援 …… P 3
・早期の罹災証明書交付を可能にするための住家被害認定調査におけるデジタル化等の推進 …… P 5
・災害時の外国人支援経費に係る国庫負担の明確化 …… P 7
・被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等 …… P 9
・災害援護資金貸付制度に対する支援 …… P11

③ こども家庭庁

・子育て世帯に係る経済的支援の充実と財政措置 …… P14
・保育人材の確保・担い手の処遇改善 …… P16
・内密出産についての法整備等 …… P18
・こども医療費負担軽減に向けた措置 …… P21

④ デジタル庁

・子育て・介護関係の手続に関するオンライン申請の早急な機能改善 P23
・データ連携基盤の将来的な官民、自治体間の広域連携を見据えた仕様・規格の統一及び構築・運用に係る財政的・人的支援の強化について P26
・安定稼働を最優先とした基幹業務システムの統一・標準化の円滑な移行 P28

⑤ 総務省

・地域手当の支給地域の見直しについて …… P30

⑥ 法務省

・再犯防止の推進に対する支援 …… P32

⑦ 文部科学省

・国による第三者機関の委員及びコーディネーター選定の支援 …… P34
・熊本地震後の児童生徒の心のケアに対する財政支援 …… P36
・熊本城の復旧・復興に対する支援 …… P38

・文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援 …… P40
・学校給食費の無償化に対する財政支援 …… P42
・わいせつ教員排除に係る処分歴データの拡充 …… P43
・子どもがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会確保のための財政支援等 …… P45
・義務教育課程における少人数学級の更なる推進 …… P53
・GIGAスクール構想の着実な実施に向けた支援 …… P54
・学校敷地の跡地利用に向けた法的手続の簡素化の検討 …… P56
・グローバル化に対応した英語教育の推進に伴う財政支援の充実 …… P58
・義務教育施設等の整備促進に対する財政支援 …… P61
・きめ細かな教育活動の推進に向けた財政支援等 …… P63

⑧ 厚生労働省
・新型コロナウイルス感染症に対する国産ワクチンの早期実用化 …… P65
・新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施 …… P67
・新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報の積極的発信 …… P68

⑨ 農林水産省
・被災ノリ養殖施設の復旧に対する制度創設等 …… P69
・新規就農者への支援の拡充について …… P71
・農業農村整備事業に対する当初予算額の確保 …… P73
・水産物供給基盤機能保全事業、水産生産基盤整備事業、水産多面的機能発揮対策事業に対する当初予算額の確保 …… P76
・農地の相続税等納税猶予制度の改善 …… P80

⑩ 経済産業省
・半導体関連企業進出支援に対する財政支援 …… P81

⑪ 国土交通省
・地域公共交通維持のための支援 …… P84
・宅地復旧に必要な支援の継続 …… P87
・被災マンションの建替えに必要な支援の継続 …… P89
・防災行政無線の整備等に対する財政支援 …… P91
・九州中央の広域交流拠点都市にふさわしい魅力ある都市空間の形成を支える道路ネットワークの早期実現 …… P94
・公共交通を基軸としたまちづくりに必要な予算の確保 …… P98

・熊本港の耐震強化岸壁の早期完成に向けた継続的な予算の確保　……　P101
・自転車活用推進計画の事業に対する支援強化　……　P104
・まちなかウォーカブル推進に対する支援　……　P106
・路線バス事業者への支援　……　P108
・白川改修事業・立野ダム建設事業の促進　……　P110
・下水道事業の必要な予算額の確保等に対する支援　……　P112

⑫ 環境省

・世界に認められた熊本地域の地下水保全対策への支援　……　P115

要望先府省庁

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	こども家庭庁	デジタル庁	総務省	法務省	文部科学省	スポーツ庁	文化庁	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	人事院
孤独・孤立対策の推進に対する支援	1	○														
物価・エネルギー価格等の高騰対策への財政支援	3		○			○										
早期の罹災証明書交付を可能にするための住家被害認定調査におけるデジタル化等の推進	5		○													
災害時の外国人支援経費に係る国庫負担の明確化	7		○													
被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等	9		○													
災害援護資金貸付制度に対する支援	11		○													
子育て世帯に係る経済的支援の充実と財政措置	14			○				○								
保育人材の確保・担い手の処遇改善	16			○												
内密出産についての法整備等	18			○												
こども医療費負担軽減に向けた措置	21			○												
子育て・介護関係の手続に関するオンライン申請の早急な機能改善	23			○	○						○					
データ連携基盤の将来的な官民、自治体間の広域連携を見据えた仕様･規格の統一及び構築･運用に係る財政的・人的支援の強化について	26		○		○											
安定稼働を最優先とした基幹業務システムの統一・標準化の円滑な移行	28				○	○										
地域手当の支給地域の見直しについて	30	○				○										○
再犯防止の推進に対する支援	32						○									
国による第三者機関の委員及びコーディネーター選定の支援	34							○								

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	こども家庭庁	デジタル庁	総務省	法務省	文部科学省	スポーツ庁	文化庁	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	人事院
熊本地震後の児童生徒の心のケアに対する財政支援	36							○								
熊本城の復旧・復興に対する支援	38							○						○		
文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援	40							○								
学校給食費の無償化に対する財政支援	42							○								
わいせつ教員排除に係る処分歴データの拡充	43							○								
子どもがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会確保のための財政支援等	45							○	○	○						
義務教育課程における少人数学級の更なる推進	53							○								
GIGA スクール構想の着実な実施に向けた支援	54		○					○								
学校敷地の跡地利用に向けた法的手続の簡素化の検討	56							○								
グローバル化に対応した英語教育の推進に伴う財政支援の充実	58							○								
義務教育施設等の整備促進に対する財政支援	61							○								
きめ細かな教育活動の推進に向けた財政支援等	63							○								
新型コロナウイルス感染症に対する国産ワクチンの早期実用化	65										○					
新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施	67										○					
新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報の積極的発信	68										○					
被災ノリ養殖施設の復旧に対する制度創設等	69											○				
新規就農者への支援の拡充について	71											○				
農業農村整備事業に対する当初予算額の確保	73											○				

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	こども家庭庁	デジタル庁	総務省	法務省	文部科学省	スポーツ庁	文化庁	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	人事院
水産物供給基盤機能保全事業、水産生産基盤整備事業、水産多面的機能発揮対策事業に対する当初予算額の確保	76											○				
農地の相続税等納税猶予制度の改善	80											○		○		
半導体関連企業進出支援に対する財政支援	81												○			
地域公共交通維持のための支援	84													○		
宅地復旧に必要な支援の継続	87													○		
被災マンションの建替えに必要な支援の継続	89													○		
防災行政無線の整備等に対する財政支援	91					○								○		
九州中央の広域交流拠点都市にふさわしい魅力ある都市空間の形成を支える道路ネットワークの早期実現	94													○		
公共交通を基軸としたまちづくりに必要な予算の確保	98													○		
熊本港の耐震強化岸壁の早期完成に向けた継続的な予算の確保	101													○		
自転車活用推進計画の事業に対する支援強化	104												○	○		
まちなかウォーカブル推進に対する支援	106													○		
路線バス事業者への支援	108													○		
白川改修事業・立野ダム建設事業の促進	110													○		
下水道事業の必要な予算額の確保等に対する支援	112													○		
世界に認められた熊本地域の地下水保全対策への支援	115													○	○	

孤独・孤立対策の推進に対する支援

【内閣官房】

提案・要望内容

１　孤独・孤立対策として、関係団体との連携や支援者の育成を図るため、国による専門家の派遣などの人的支援や、自治体が専門職員等を配置する際の財政支援をお願いしたい。

現　状

■令和２年７月に、平成 28 年熊本地震の被災者を対象に実施した仮設住宅等退去者生活・健康調査において、孤独感を感じている方は、そうでない人に比べ、心身の健康リスクが高いことが明らかになるなど、孤独・孤立問題は被災者の生活再建を進める中で解決すべき大きな問題の一つである。

■新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した孤独・孤立問題は、単身世帯や高齢者世帯の増加により、今後の更なる深刻化が懸念されており、本市においても全庁一体となった対策を早急に推進する必要がある。

課　題

■どのような方を「孤独を抱えている」又は「社会的に孤立している」方として支援対象とするのかには、専門的な知見、ノウハウが必要。

■社会的に孤立している方は他者との接触が少なく、一般に把握が困難であることから、その把握と支援の検討にあたっては積極的なアウトリーチの仕組みが必要だが、その手法は確立されていない。

■「孤独」や「孤立」が心身の健康などに与える影響について、専門的な知識を有する職員が不足している。

■孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ法人などとの連携手法についての知見が不足している。

参考１　平成 28 年熊本地震に関する仮設住宅等退去生活・健康調査結果（抜粋）

令和２年７月に熊本市で実施した上記アンケートの分析では、孤独感があると回答された方は、孤独感がない人に比べ、心理的苦痛や睡眠障害があり、ＰＴＳＤリスクが高いという結果が得られている。

【「孤独感あり」と回答した方のオッズ比※】

	心理的苦痛あり	睡眠障害あり	PTSD リスク
オッズ比（OR）	9.08	5.55	3.52

※　オッズ比（OR）

オッズ比とは、生命科学の分野において、疾患などへの罹りやすさを２つの群で比較して示す統計学的な尺度。オッズ比が１のときは、疾患への罹りやすさが両群で同じということであり、１より大きい場合、疾患への罹りやすさがより高いということである。

物価・エネルギー価格等の
高騰対策への財政支援

【内閣府・総務省】

提案・要望内容

1　地方公共団体において、物価・エネルギー価格等の高騰対策として、生活者や事業者への継続的な支援が実施できるよう、引き続き財政支援していただきたい。

現　状

■本市の消費者物価指数（総合）は、令和 4 年(2022 年)1 月以降、右肩上がりで伸びており、特に食料品や家具・家事用品といった日常生活や事業者の事業活動に与える影響が大きい項目の伸びが顕著である。また、光熱・水道は価格抑制等の影響により前年度比でマイナスになったものの、消費者物価指数は 100 を超え、高止まりが続いている。
【令和 5 年 3 月】
(1)食料品　前年同月比+8.1%
(2)家具・家事用品　前年同月比+6.3%
(3)光熱・水道　前年同月比△5.0%

■令和 5 年 5 月 12 日に公表された日本銀行熊本支店の「熊本県の金融経済概観」によると、熊本県内の景気の概況は「持ち直している」とされている一方で、民間シンクタンクによる業況判断では先行きの業況ＤＩは悪化している。

業況ＤＩの推移（全産業）

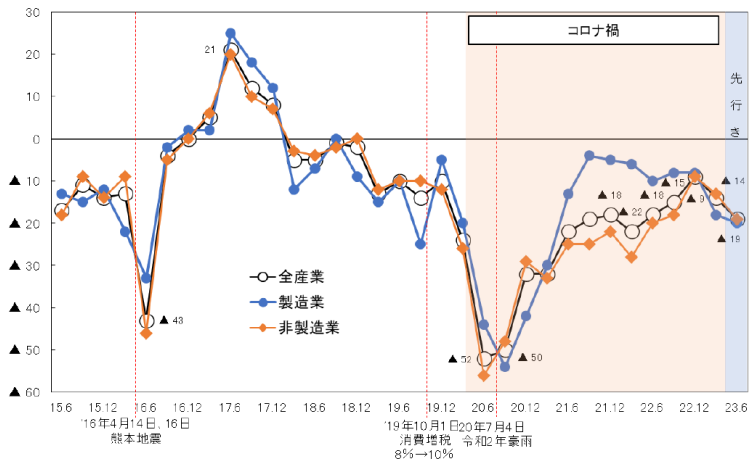

出典：公益財団法人地方経済総合研究所　第 126 回熊本県内企業業況判断調査

■本市においては、令和 4 年度 6 月補正予算から原油価格・物価等の高騰対策事業を計上し、これまでに、給食費への価格転嫁の防止による利用者の負担増加の抑制や省エネ家電の購入費助成などの生活者支援や、公共交通事業者や観光事業者等への緊急支援などの事業者支援を主に、118 億円を予算措置し、うち 62 億円に地方創生臨時交付金を活用している。

参考１　臨時交付金（原油価格・物価高騰分）の主な充当状況

（単位：百万円）

物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業	840
学校・保育所等における給食食材高騰対策緊急支援事業	350
公共交通事業者燃料費高騰等支援事業（バス事業者等に対する支援）	180
旅行事業者緊急支援観光促進事業	130
社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業（社会福祉施設等に対する光熱水費等の支援）	382
畜産経営継続緊急支援事業（飼料高騰の影響を受けた畜産経営体に対する支援）	141
農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業（土地改良区等に対する支援）	36
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業	3,575

課　題

■国において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰への対応として、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設され、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を実施されているものの、今後、更なる物価高騰が否定できない状況にある。

■本市の地域経済の状況は持ち直しているものの、経済動向や資源価格の動向等による影響を注視し、引き続き地域の実情に応じた継続的な支援を行っていく必要がある。

早期の罹災証明書交付を可能にするための住家被害認定調査におけるデジタル化等の推進

【内閣府】

提案・要望内容

1　災害発生時に、早期の罹災証明書交付により被災者への各種支援策に速やかに着手するため、また、広域災害時に、自治体間で迅速かつ効果的に応援・受援を図るため、国において、住家被害認定調査システムを搭載した被災者支援システムの標準化を、早期に実現していただきたい。

現　状

■被災者の一日も早い生活再建のために、罹災証明書の早期の交付が求められているが、災害の規模によっては、その前提となる住家被害認定の一次調査に、多大な労力と時間を要している。

■住家被害認定調査に紙の調査票を使用しているため、調査時の記入だけでなく、調査後の判定結果算出作業や調査票等のデータ取り込みにも、多くの労力と時間を要している。

■国においては、マイナンバーカードを活用して被災者支援手続のオンライン申請や罹災証明書のコンビニ交付が可能な「クラウド型被災者支援システム」を提供されているが、住家被害認定調査システムは搭載されておらず、民間ベンダのシステムと連携する仕様となっている。

課　題

■住家被害認定調査を効率化・迅速化するため、スマホやタブレット等のモバイル端末を活用し、現場で入力した記録を基に即時に調査結果が算出され、被災者支援システム等に保存できる調査手法（住家被害認定調査のデジタル化）を推進する必要がある。

■自治体ごとに、操作方法や業務フローの異なる被災者支援システムを導入しているため、大規模災害発生時の自治体間連携に支障が生じる場合があることから、より迅速で効果的な応援・受援を実現するために、国において住家被害認定調査システムを搭載した被災者支援システムの標準モデルを構築することが望ましい。

災害時の外国人支援経費に係る
国庫負担の明確化

【内閣府】

提案・要望内容

１　災害時の外国人の方向けの各種支援（多言語化対応、ハラル、コーシャー等の方への食事対応、通訳・翻訳の人員配置等）を、要配慮者に対する支援として災害救助法事務取扱に追記していただき、当該経費が国庫による負担になることを明確化することにより、各自治体が積極的に災害時の外国人支援に取り組めるようにしていただきたい。

現　状

■平成２８年熊本地震発生の際に外国人避難対応施設として国際交流会館を避難所として開設し、外国人の方向けに、言語や食事等に配慮した被災者支援を行った。

■上記の経験を踏まえて、地震後、熊本市地域防災計画において「外国人に対する対策」を新たに追加し、国際交流会館を「外国人避難対応施設」として位置付けるとともに、外国人への情報提供等、関係各所との連携及び大規模災害時の対策について定めたところ。

課　題

■災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の規定に基づく「要配慮者」については、災害救助法事務取扱要領において、避難所での対応等について特別な配慮が求められている。

■外国人については、これまでの教育・訓練などで蓄積された災害に関するストック情報が不足している恐れがあり、また、災害発生時に提供されるフロー情報について日常的に聞きなれない日本語情報などを適切に理解できない恐れがあることから、特に言語に関して、特別な配慮が必要な要配慮者に該当する。その他、避難所での生活などにおいて宗教上の特別な配慮が必要となる可能性がある。

■一方で、現行の災害救助法事務取扱要領には、高齢者や障がい者の要配慮者に対する避難所の設置、運営等に係る取扱いは記載されているものの、外国人に対する具体的な取扱いについては明記されていない。

■そのため、災害時に必要な外国人支援に係る経費が災害救助費国庫負担金から支出されるかどうかが明確に判断できず、避難所で必要な配慮などについて迅速な対応ができない可能性がある。

■本市の在住外国人数は年々増加傾向であり、予防期の啓発活動等を含めて、災害時の外国人に対する対策の更なる推進の重要性が高まっている。

被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等

【内閣府】

提案・要望内容

１　被災者生活再建支援制度について

・半壊世帯及び一部損壊世帯も支援金の支給対象としていただきたい。

・宅地復旧に関しても支援の対象とする新たな制度を創設していただきたい。

現　状

■平成 28 年熊本地震では多数の住宅被害が発生し、復旧に相当の費用を要したが、現行の被災者生活再建支援制度は、令和２年法改正後も、中規模半壊に至らない半壊(解体世帯を除く)や一部損壊の住宅被害に関しては支援の対象外となっている。

■また、本市が行った被災者へのアンケートの結果、宅地に被害が生じた世帯のうち、７割を超える世帯が復旧工事を要するものの、現行制度では、支援の対象外となっている。

課　題

■今後も地震等による同様の被害が想定されるところ、中規模半壊に至らない半壊や一部損壊世帯の住宅被害及び宅地被害も復旧には相当の費用を要するため、迅速な住宅再建の大きな障害となることから、新たな支援制度の創設が必要である。

参考１　罹災証明書（住家の交付状況（2022 年 12 月末時点））

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計
5, 764 件	8, 972 件	38, 964 件	82, 985 件	136, 685 件

参考２　現行の支給対象及び支給額

（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

	基礎支援金 （住宅の被害程度）	加算支援金 （住宅の再建方法）		計
①全壊 （損害割合50%以上） ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊 （損害割合40%台）	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊 （損害割合30%台）	－	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

災害援護資金貸付制度に対する支援

【内閣府】

提案・要望内容

１　災害援護資金の借受人は、被災後の生活を再建するため、やむを得ず当該制度を利用した者であり、約定通りの返済が困難な者が償還者のなかにみられる。熊本地震の被災者に対しても、償還期間の延長や免除規定の緩和を認めていただきたい。

２　東日本大震災や平成 28 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨等、近年大規模な災害が全国的に発生している状況である。被災地の復興が円滑に進むよう、全国的な制度として被災自治体をより支援する仕組みとしていただきたい。

現　状

■熊本地震においては、559 件、総額約 9.4 億円の災害援護資金の貸付を行った。

■熊本地震から 7 年が経過した現在においても、失業や長期間の加療等により、依然として生活困窮の状況から抜け出せず、新型コロナウイルス感染症の影響も重なり令和 4 年 12 月末時点で、返済中 383 件のうち 197 件に滞納がある状況である。

■東日本大震災では、特例により、借受人が償還期間満了後に、無資力かつ償還できる見込みがない場合において免除が可能とされているが、熊本地震については認められていない。

■利子については、平成 31 年 4 月に通常 3%の利子を、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は 1.5%に引き下げた。

参考１　現行の災害援護資金貸付制度

項目	通常	東日本大震災特例
貸付制度の償還期間	10 年 （うち据置期間 3 年）	13 年 （うち据置期間 6 年）
貸付金の国への償還期間	11 年	14 年
免除規定	借受人の死亡・重度障害・自己破産となった場合で、連帯保証人に支払い能力がない場合に限定	左記に加え、借受人が償還期間満了後に、無資力かつ償還できる見込みがない場合も免除可能
事務費	・被災者である借受人からの利子で賄う	

課　題

■借受人の中には低所得世帯も含まれ、返済が困難な世帯や支払猶予を求める世帯が存在し、10 年の償還期間では返済できないケースが見込まれる。

■生活困窮を理由とした免除が熊本地震について認められておらず、柔軟な対応ができる仕組みとはなっていない。

■貸付原資の 3 分の 2 は国庫貸付金であり、国への償還期間最終年度において未回収の貸付残高は、被災自治体が一般財源から支出して返済することとなっており、被災自治体の財政を圧迫する恐れがある。

■償還に係る事務費についても、被災者である借受人から得る利子の範囲内で賄うことになっているため、不足が生じた場合、同じく被災自治体が負担することになる。

参考２　熊本地震における本市の貸付・償還状況

（令和 5 年 2 月末時点）

貸付数	貸付金額	未償還額 （元金）	滞納率 （貸付数ベース）	利子総額
559 件	942,564 千円	399,426 千円	53.7%	67,140 千円

※仮にこのままの償還状況で推移すれば、未収額が約 53,000 千円となり、それを本市が一般財源から追加で支出することとなる。

参考３　償還に係る事務費の見込額等

●10 年間の事務費【見込額】　…　約 118,605 千円

職員	会計年度任用職員	需用費・役務費	システム経費
68,322 千円	30,238 千円	744 千円	19,301 千円
※延べ 10 名	※延べ 11 名	※実績・予算ベース	※実績

●事務費歳入額【見込額】　…　約 57,500 千円

※これまでの償還状況のまま推移すると仮定した場合

子育て世帯に係る経済的支援の充実と財政措置

【こども家庭庁・文部科学省】

提案・要望内容

1　こども・子育て施策の強化について（試案）の完全実施、特に、高等教育費の負担軽減、児童手当の拡充、保育給食費等、ライフステージごとの子育て世代に対する経済的支援の拡充をお願いしたい。

現　状

■こども政策担当大臣により「こども・子育て施策の強化について（試案）」が発表され、今後 3 年間で加速化して取り組むこども・子育て政策が公表された。本市も子育て世代のニーズを確認するため緊急市民アンケートを実施したところ、「高等教育費の負担軽減」「児童手当の拡充」「医療費の負担軽減」「学校給食費の無償化」等、国試案の強化策に掲げられた項目が上位を占めた。

課　題

■高等教育費は将来の経済的な不安要素になっている。子育て世帯や若者にとって過度の負担にならないような支援制度が必要である。

■児童手当制度を拡充する場合、扶助費の増加に加え、制度改正に伴うシステム改修費や人件費等、多額の費用が必要となるが、自主財源からの捻出とならざるを得ず、自治体の負担軽減が必要である。

■昨今の物価高騰は保育所給食の実施にも影響を及ぼしており、これまでと同様の栄養量を確保するためには副食費の増額が必要であるが、子育て世帯の負担増を求めることは逆行である。

参考１　政府「こども・子育て政策の強化について（試案）」に対する市民アンケート結果（抜粋）

期間　：2023 年 4 月 13 日（木）～4 月 17 日（月）
対象　：市公式 LINE に登録された方のうち、「子育て情報」を選択された方へ WEB アンケート
回答数：1,434 件

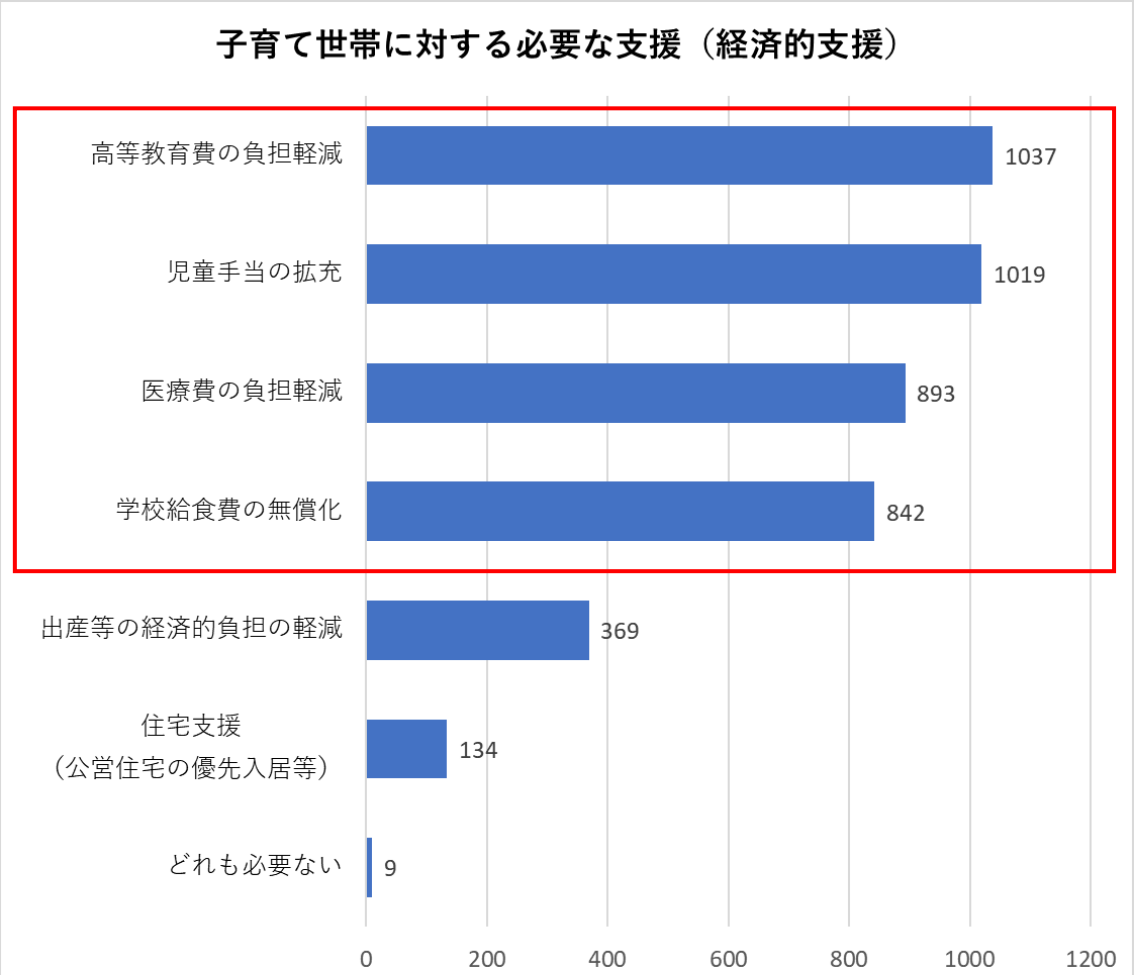

保育人材の確保・担い手の処遇改善

【こども家庭庁】

提案・要望内容

１　慢性的な保育士不足の中、国が進める職員配置基準の見直しの実現のためには、保育士等の人材確保や保育士等が安定的・継続的に働くことのできる処遇の改善が必須であり、処遇改善等加算の更なる拡充を要望する。

現　状

■本市でも、保育士の給与は全職種の平均と比較して低額で、また現配置基準下における労働環境に負担や不安もあり、離職者が多く、潜在保育士の再就職も進まない状況にある。

■保育士不足により、定員数の受入れのための保育士が確保できず、定員割れとならざるを得ない私立保育所等が存在するといった影響が出ている。

■全国で保育士不足となっており、特に都市部を中心に、保育士確保のため独自の処遇改善に係る上乗せが行われるなど、自治体間での競争や地域間格差が生じている状況にある。

課　題

■保育士賃金は、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」（令和４年２月から実施され同年１０月から処遇改善等加算として継続）により職員収入の３％程度（月額９，０００円）の引き上げ措置が講じられているものの、他業種との平均賃金の乖離幅の完全な解消は難しく、更なる加算措置が必要である。

■また、保育士が離職せず、また潜在保育士の再就職を促すため、保育士のニーズに応じた労働環境の提供が求められている。

■都市部への保育人材の流出は、地方創生の観点からも好ましくなく、流出を防ぐ方策として、統一的な施策、あるいは実情に応じた施策の構築が必要である。

参考１　保育士の給料相場（全国平均との比較）

熊本県における保育士の平均年収は約 341 万円であり、そのほか、月収や手当・賞与も含めて全国平均よりも低い。

	平均年収	平均月収（賞与含めず）	手当・賞与
全国	約374万円	約25.0万円	約74.7万円
熊本県	約341万円	約22.1万円	約75.6万円

（出典：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」/

参考２　保育士実態調査結果（東京都）

保育士退職意向の理由（複数回答）

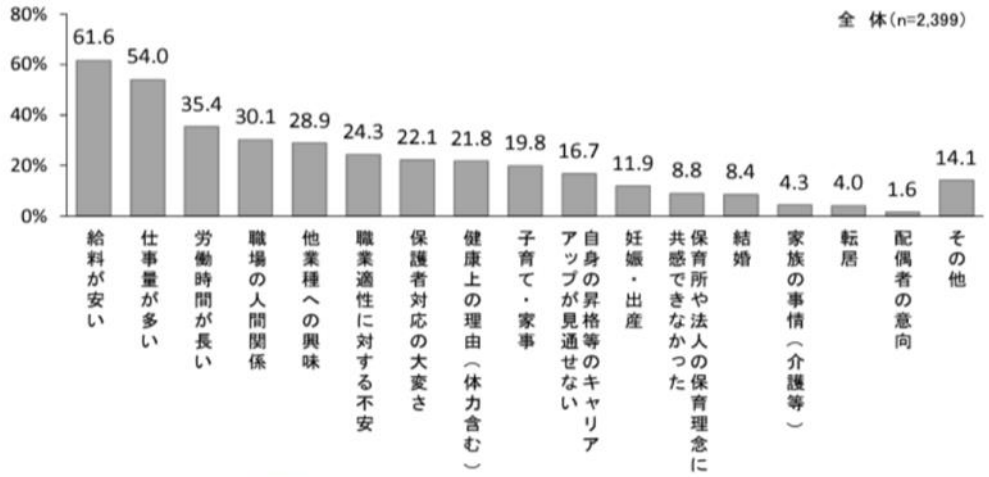

出典：2022年度東京都保育士実態調査結果/東京都福祉保健局からの抜粋

内密出産についての法整備等

【こども家庭庁】

提案・要望内容

１　国において、内密出産に係る手続きを適正に実施するための妊娠葛藤相談所（仮称）及びこどもの出自を知る権利を保障するための公的な身元情報管理機関の設置等に向け、内密出産制度の法整備を含めた検討を急いでいただきたい。

２　全国からの相談や預け入れが昼夜行われていることを踏まえ、予期せぬ妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい 24 時間 365 日対応の相談窓口を国において整備し、その周知を図っていただきたい。

現　状

■熊本市の医療法人聖粒会 慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご」には、開設以来、令和３年度（2021 年度）末までに全国から 161 人のこどもが預けられている。
また、全国から慈恵病院に寄せられる妊娠に関する悩み相談は、令和４年度（2022 年度）だけでも 2,799 件となっている。

■これらは、予期せぬ妊娠など様々な事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が全国に多数存在していることを示している。

■令和元年（2019 年）１１月、慈恵病院は、いわゆる内密出産を実施することを表明し、令和３年（2021 年）１２月からこれまでに９例の内密出産とされる事例が確認されている。

■令和４年（2022 年）９月、国から「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」（いわゆる「内密出産ガイドライン」）が通知された。

■内密出産ガイドラインでは、医療機関において、妊婦の身元情報の保存、管理、開示等に関する規程を明文化することを定め、都道府県等において、その規程を確認し、規程に基づく身元情報の管理等が適切に行われるよう指導することが定められた。

■令和５年４月、本市は「妊娠内密相談センター」を設置し、専門職がチームでソーシャルワークを行い予期せぬ妊娠に悩む方の課題解決に向けた支援の体制強化に着手した。

課　題

■「こうのとりのゆりかご」については、預け入れを前提とした孤立出産や長距離移動等による母子の生命の危険性、障がいのあるこどもの預け入れ、こどもの出自を知る権利の保障等の課題がある。
これまで本市専門部会等において、様々な観点から検証報告が行われてきたところであるが、これらの課題を解消するためには、母子双方の利益に配慮した新たな社会制度の構築が必要となる。

■内密出産の実施については、内密出産ガイドラインでその枠組みが示されたところであるが、依然として様々な課題が残されている。主なものは次のとおりである。

■第一は、こどもの出自を知る権利の保障である。医療機関による母の身元情報の管理や引き継ぎ、開示の方法をどのように考えるか、また、自治体がどのように関与するかといった課題について、公的機関の設置も含め、適正な制度を設計する必要がある。

■第二は、母に対する支援である。内密出産に関する医療機関から母への説明内容や母が真に内密出産を望んでいるかの意思確認の方法、母が未成年である場合の支援の在り方や出産費用等の課題について、多角的な観点から、母に対し広範な支援を行う必要がある。

■第三は、こどもの処遇である。母の事情を十分に把握、理解しないまま社会的養育を行うことや特別養子縁組の手続を進めることの妥当性、こどもに対し出自や母の情報を開示する際の説明方法といった課題について、こどもの最善の利益を図るための方策が必要となる。

■これらの課題は、一自治体・一医療機関で解決できるものではなく、また、慈恵病院では内密出産の実施が続いていることから、国におかれては、内密出産制度の法整備を含めた検討のほか、上記課題の解消に向けた更なる体制整備を早急に進めていただきたい。

■併せて、予期せぬ妊娠で悩む全国の女性からの相談や預け入れが昼夜問わず行われていることを踏まえ、妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい２４時間３６５日対応の相談窓口の整備及び周知を図っていただきたい。

■なお、こどもの戸籍作成前に自治体が母の身元情報を把握した場合、所管法務局に通報する義務が生じ、市区町村長の職権によるこどもの単独戸籍の作成が困難になるという課題があるため、この点についても内密出産ガイドラインで整理していただきたい。

こども医療費負担軽減に向けた措置

【こども家庭庁】

提案・要望内容

１　子育て世帯が経済的負担を理由に適切な受診を控えることがないよう、国として全国一律のこども医療費の負担軽減に向けた制度創設及び財源確保を講じていただきたい。

現　状

■わが国の将来を担うこどもたちを安心して産み育てることができる環境を整備していくことは、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。

■本市では、子ども医療費助成について更なる制度拡充の要望が大きいことから、高校３年生（満１８歳）までの対象年齢拡大と保険調剤に係る自己負担の無料化を、令和５年１２月から開始予定。

課　題

■こども医療費助成制度については、自治体間で助成制度が異なり、サービス水準に格差が生じている。

■本市においても、近隣自治体の助成制度と比較して、外来診療に係る自己負担の無料化など、より一層の軽減等の要望も多く、厳しい財政状況の中、財源の捻出に苦慮している。

参考１　子ども医療費助成制度他都市比較（指定都市 20 市）　2023 年 1 月現在

	対象年齢		所得制限	自己負担	都道府県
	入院	外来			補助率（令和３年度）
堺市	18 歳	18 歳	無	有	1/2
静岡市					入院 1/6・通院 1/8(16～18 歳)
浜松市					入院 1/6・通院 1/8(16～18 歳)
新潟市					対象外
北九州市					1/4（小中以下）1/2（中学通院のみ）
大阪市			有(12 歳以上)	有	1/2
名古屋市		中学終了	無	無	
さいたま市	中学終了			無	対象外
京都市				有	1/2
熊本市					対象外
千葉市					1/4
神戸市					1/2
福岡市					1/4・1/2（中学は医のみ 1/2）
仙台市			有		1/2
相模原市			有(1 歳以上)		1/4
横浜市					
川崎市		小学終了			
岡山市			無		対象外
札幌市			有		1/2
広島市		小学 3 年			

子育て・介護関係の手続に関する
オンライン申請の早急な機能改善

【デジタル庁・厚生労働省・こども家庭庁】

提案・要望内容

1　子育て・介護関係の 26 手続きのオンライン化に関して、市民の利便性向上及び業務の効率化を図るため、行政区ごとの申請・受付を可能にするなど、ぴったりサービスにおけるオンライン申請の早急な機能改善を行っていただきたい。

現　状

■ 本市では、子育て・介護関係の 26 手続きについて業務 BPR（業務プロセスの見直し）を実施し R4 年度から、マイナポータルのぴったりサービスを活用したオンライン申請の受付を開始している。

■このぴったりサービスの機能及び標準様式において、入力に手間がかかること、行政区ごとの申請・受付ができないことなど、市民の利便性、迅速な事務処理及び職員の運用負荷に影響する事項が確認された。

課　題

■今後、マイナンバーを利用したオンライン申請の利用を拡大していくためには、市民ニーズや現場の実情を踏まえた、ぴったりサービスの早急な機能改善が必要である。

参考１　ぴったりサービスの機能改善要望の一例

■市民の利便性向上に向けて改善を要望する事項

手続名称	要望内容
支給認定の申請 保育施設等の利用申込	ぴったりサービス標準様式において、以下の項目を任意とするか項目自体を削除して頂きたい。 ・就労証明書や添付資料に記載されている事項と同内容の項目 ・出生時の情報 (理由)就労証明書や添付資料に記載されている項目を再度入力頂くのは市民の二度手間になること、また、出生時の情報は母子手帳が手元になければ入力が困難であることから、オンライン申請の利便性が損なわれ、利用促進につながらないため。
未支払の児童手当等の請求	「請求者」に申請者（ぴったりサービスで申請を行う者）の情報が自動入力されるため、自動入力しないよう修正を頂きたい。 （理由）本申請において、申請者は児童の親（亡くなった受給者の配偶者等）であることが大半であるが、「請求者」は児童であると定められている。申請者情報が自動入力されることにより、市民の誤解及び申請ミスにつながるため。
介護保険負担割合証の再交付申請	負担割合証と被保険者証の申請様式を一本化するとともに、以下の書類についても再交付申請ができるように実装頂きたい。 「資格者証」「負担限度額認定証」「利用者負担額減額・免除認定証」「介護保険料納入通知書」「その他（保険料決定通知書など)」 （理由）負担割合証と被保険者証の申請様式が別となっているものの、それぞれの申請画面にてどちらの再交付も選択できるようになっており、市民の混乱を招く可能性があるため。また、他交付物についても法令に基づき交付をしており、再交付が必要となるため。

■職員の業務負荷軽減に向けて改善を要望する事項

手続名称	要望内容
全手続き共通	ぴったりサービスの標準様式において、区役所等を選択できるようにして頂きたい。もしくは、申請管理システムにおいて申請者の住所から区役所等への振り分けができるよう仕様を見直して頂きたい。

	(理由)各種手続に関する申請は、行政区ごとに受付し、処理を行う必要があるが、ぴったりサービス、申請管理システムともに区役所等への振り分けが出来ず、職員が申請者情報の住所を確認し、手作業で区役所等に振り分けを行う必要があり、職員の負荷が増大する。このことにより、事務処理の誤りを招くおそれがある。
全手続き共通	申請者情報入力において、電話番号入力は必須とするよう統一頂きたい。 （理由）差戻（却下）の際等、申請者に連絡を取る必要があるが、ぴったりサービスにおけるオンライン申請時に入力する申請者情報では、必ずしも電話番号の入力が必須ではなく、迅速な事務処理に支障が生じる。

参考２　ぴったりサービスでオンライン化を行った 26 手続き

データ連携基盤の将来的な官民、自治体間の広域連携を見据えた仕様・規格の統一及び構築・運用に係る財政的・人的支援の強化について

【デジタル庁・内閣府】

提案・要望内容

1　将来的なデータ連携基盤の広域連携に向けて、地域が遵守すべき統一仕様（標準仕様）を示していただきたい。あわせて、構築・運用に向けた財政的・技術的支援等を強化いただきたい。

2　データ連携基盤を有効に活用するため、国による専門家の派遣等の人的支援や、更に踏み込んだ事例、ノウハウ等の情報提供をお願いしたい。

現　状

■本市としては、データ連携基盤は、本来、全国で一本化された基盤を国が構築し管理することが望ましいと考えるが、現在、国においては、各地域が主体となった地域単位でのデータ連携基盤の整備を想定し支援されているところ。

■そのようなことから、本市では、様々な地域課題解決に向け、データを活用した施策立案等を行うため、将来的な広域連携についても視野に入れながら、機能や活用範囲など、データ連携基盤の在り方について熊本県とともに検討を行っているところ。

課　題

■国においては、自治体に対し、データ連携基盤のコアとなる部品（推奨モジュール）の公開・提供や技術的助言等を行われているものの、この採用については自治体の判断に委ねられているところであり、将来的な国、自治体、事業者等多様な主体との相互連携・広域連携を想定した場合、仕様が統一されていないことによる費用負担や技術的な支障が生じることが懸念される。

■加えて、国のデジタル田園都市国家構想交付金等による財政的支援については、導入時の支援が主であり、その安定的かつ持続可能な運営のための維持管理経費や、将来の機能拡張・地域ごとに構築されたデータ連携基盤相互の連携に係る費用については財政的支援が十分でない。

■自治体においては、データ連携基盤を有効に活用するための知見や、参照すべき具体的な好事例等が不足している。

安定稼働を最優先とした基幹業務システムの統一・標準化の円滑な移行

【デジタル庁・総務省】

提案・要望内容

１　地方公共団体の実情に応じた円滑な移行に向けて、目標年度については自治体毎の機器更新時期及び業務ベンダの製品提供時期等を考慮し、柔軟に設定できるように見直していただきたい。

２　デジタル基盤改革支援補助金について、基金の使途の拡充や増額を図った上で、情報システム関連の市場価格等の実情を勘案し、継続的に十分な財政措置を行っていただきたい。

現　状

■令和４年１０月に閣議決定された標準化基本方針において、「基幹業務システムを利用する地方公共団体が令和７年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標」としている。また、「総務省はデジタル庁とともに、地方公共団体に対して必要な助言を行い、適正な費用での安全な移行が担保される計画を作成する。」とされている。

■本市においても、令和７年度までの標準準拠システムへの移行に向けて各業務ベンタや他都市から情報収集しながら、Ｆｉｔ＆Ｇａｐ分析や移行計画の検討に全庁的に取り組んでいるところである。

■これまでの標準仕様書については、行政区の取り扱いや処理件数が多い自治体に必要な仕様が不足していたため、令和４年１０月に開

催された「標準仕様の指定都市における課題等検討会」において、本市を含めた全指定都市による標準仕様の再点検が実施することになり、令和５年３月末の改訂で一部反映された。

課　題

■令和５年３月末の改訂で一部反映されたものの成案化されなかった大部分の指定都市の意見は、再検討として残されている。さらには、業務ベンダの標準準拠システム開発の進捗状況及びそれを受けての本市の対応スケジュール等を考慮すると、大半の業務システムでは令和７年度末までの標準準拠システムへの移行は非常に困難である。

■標準準拠システムへの移行に際しては、補助対象であるデータ移行やコンサルタント経費など多額の費用が必要となる。また、補助対象外経費である構築費用などに加え、構築時期が集中することによる構築業者の人材不足や市場価格の高騰の影響を踏まえると、現在示されている補助の限度額では大きく不足する見込みである。

地域手当の支給地域の見直しについて

【総務省・内閣官房・人事院】

提案・要望内容

１　地域の実情をより反映できるよう、地域手当支給要件の見直しを行い、本市を支給地域としていただきたい。

現　状

■地域手当は、給与構造改革の一環として、平成１８年４月から、全国の公務員の本俸を平均４．８％削減する一方で、地域の実情に合わせた給与水準を確保するために導入されたが、本市は、地域手当支給地域対象とされていない。

■地域手当の支給対象地域は、地域における「民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮」して定めるよう、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）に規定されているにもかかわらず、賃金構造基本統計調査（いわゆる賃金センサス）に準拠して定められており、物価等が考慮されていない。

■総務省統計局が公表している令和３年「消費者物価地域差指数」（令和４年６月１０日公表）によると、近隣の福岡市（98.0）や北九州市（98.4)、同規模人口の岡山市（98.0）や浜松市（98.6）と比較した場合、熊本市の物価指数「99.0」は高い水準にある。

■令和４年１０月７日付け総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」において、地域手当については、「国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則」とされている。

課　題

■給与法の規定では、賃金センサスに加え物価水準なども考慮すべきとされているが、算定対象とされておらず、本市の物価水準等、地域の実情をきめ細かく反映するためには、地域手当支給要件の見直しが必要である。

【資料】 全国指定都市の地域手当支給状況（※熊本市のみ対象外）

自治体名	支給の有無	級地	加算率
札幌市	支給対象	7級地	3%
仙台市	支給対象	6級地	6%
さいたま市	支給対象	3級地	15%
千葉市	支給対象	3級地	15%
横浜市	支給対象	2級地	16%
川崎市	支給対象	2級地	16%
相模原市	支給対象	4級地	12%
新潟市	支給対象	7級地	3%
静岡市	支給対象	6級地	6%
浜松市	支給対象	7級地	3%
名古屋市	支給対象	3級地	15%
京都市	支給対象	5級地	10%
大阪市	支給対象	2級地	16%
堺市	支給対象	5級地	10%
神戸市	支給対象	4級地	12%
岡山市	支給対象	7級地	3%
広島市	支給対象	5級地	10%
北九州市	支給対象	7級地	3%
福岡市	支給対象	5級地	10%
熊本市	対象外	－	0%

再犯防止の推進に対する支援

【法務省】

提案・要望内容

１　地方自治体が実施する再犯防止等に係る取組に対し、財政支援をしていただきたい。

現　状

■ 再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、再犯防止推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和３年３月に「熊本市再犯防止推進計画」を策定。

■ 計画策定に先立ち、平成３０年度から令和２年度まで「地域再犯防止推進モデル事業」（就労活動支援）を法務省からの受託により実施し、計画に反映。

■ 令和３年度から、計画に基づく再犯防止推進施策を本格的に実施しているが、令和３年度以降の国予算では、各市町村の実情に応じた再犯防止の推進事業に関する交付金制度は創設されていない。なお、令和５年度は都道府県が行う直接支援に対する国による財政支援が予定されているが、指定都市は対象外となっている。

課　題

■ 再犯防止推進計画に掲げる協議会開催や就労支援等の取組みを確実かつ安定的に推進するためには財政支援が必要である。

参考１　再犯防止に係るイメージ図

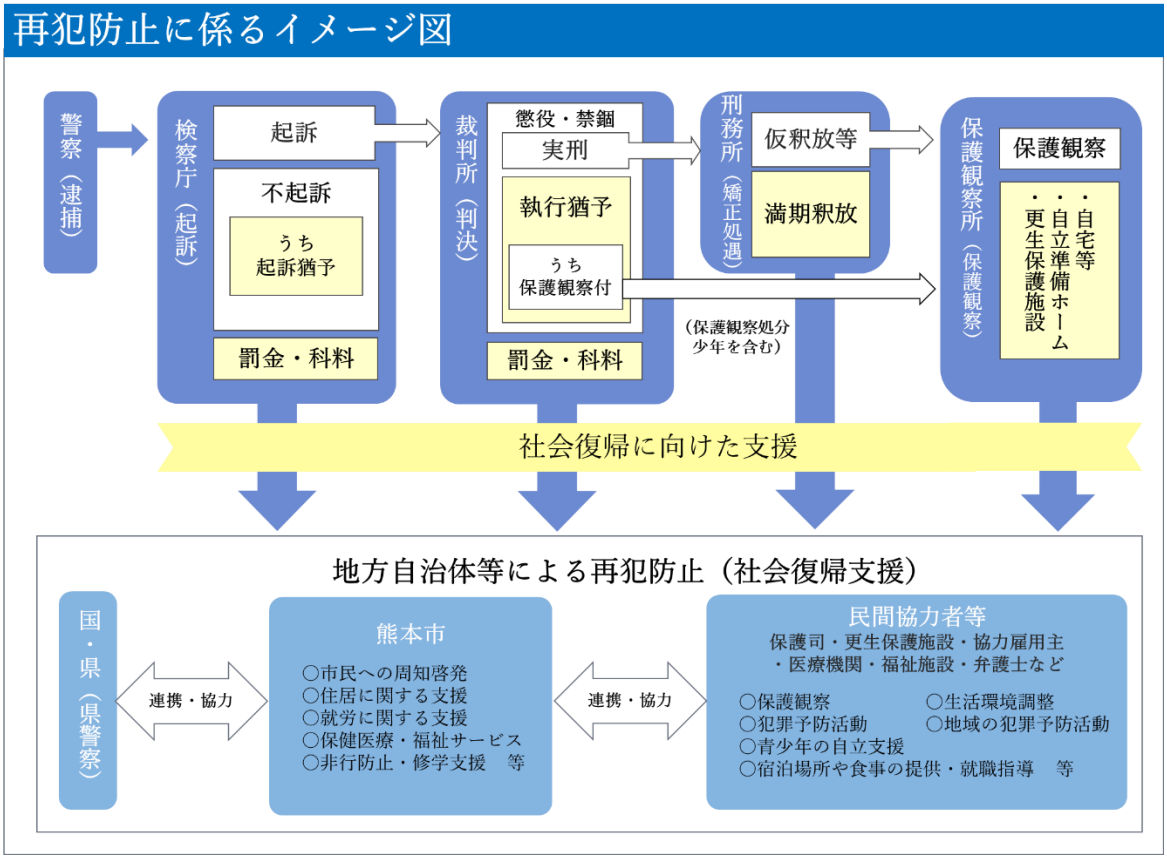

※R5 年度事業　予算額 670 千円

1　就労支援業務委託　　委託料 550 千円

保護観察中の方や出所予定者を対象とした求人情報誌発行

（年 1 回・300 部／協力雇用主の募集、対象者とのマッチング等を含む）

2　熊本市再犯防止推進連絡会　開催経費　　報償費 120 千円

国による第三者機関の委員及び
コーディネーター選定の支援

【文部科学省】

提案・要望内容

1　いじめによる重大事態の調査実施にあたり、国による第三者機関の委員と被害児童生徒・保護者との対話を行うコーディネーター選定のための人材リスト作成・提供と委員等の謝金の財政措置をしていただきたい。

現　状

■いじめ防止対策推進法では、いじめによる重大事態の調査を学校の設置者又は学校のもとに組織を設置して行うこととなっている。

■調査の実施にあたり、第三者委員会を設ける場合、極めて高い専門性が求められ、自治体ごとでは人材確保が難しく、第三者機関の委員の選定は困難さを増してきている。

課　題

■いじめの件数が増加し、今後はさらに重大事態の調査件数も増えることが予想される。調査の実施を行うには、第三者委員会の人材の確保が必要になるが、その人材が見つからず不足することが考えられる。

■国による第三者機関の委員と被害児童生徒・保護者との間に立って対話的なコーディネートをするコーディネーター選定のための人材

リストの作成、自治体への提供と委員等の謝金の財政措置をされたい。

参考１　重大事態発生時の対処（１号事案）

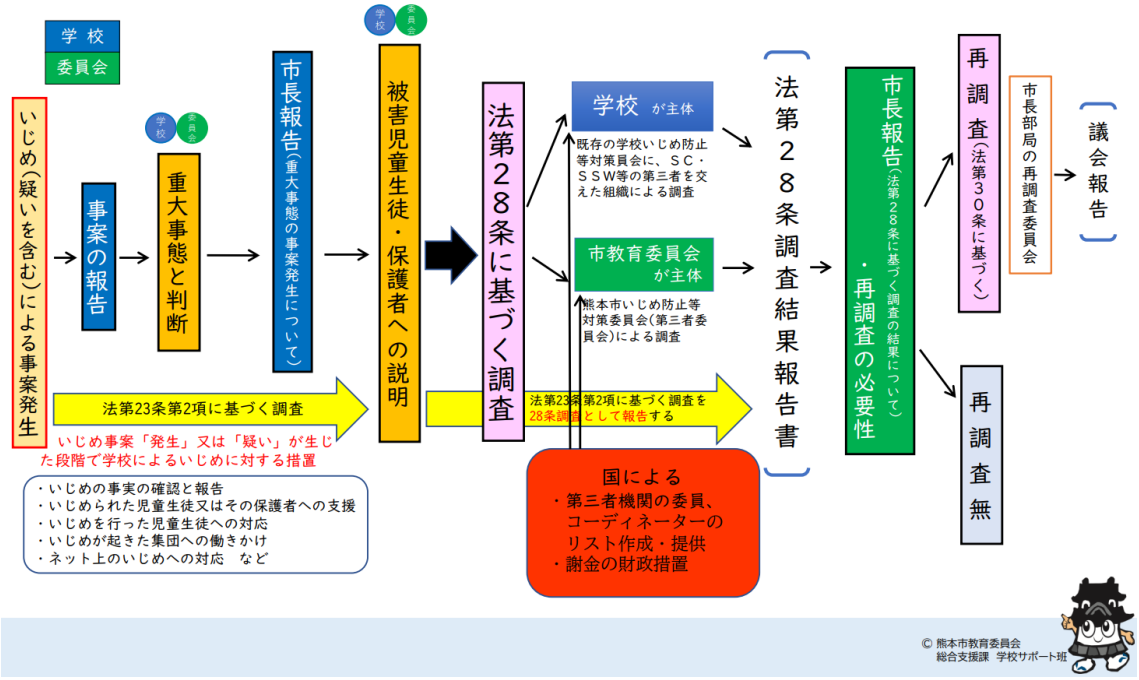

熊本地震後の児童生徒の心のケアに対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

１　被災児童生徒の心のケアのため、今後も引き続き、現行の補助制度による財政支援を継続していただきたい。

現　状

■平成２８年熊本地震以降、被災児童生徒の心のケアに係る費用については、全額国庫補助による財政支援を受けている。

■平成２８年熊本地震以降、カウンセリングが必要な児童生徒数の調査を継続して行っており、時間の経過とともにその数には減少傾向が見られるが、令和４年度（２０２２年度）の調査においてもカウンセリングが必要な児童生徒が３８人確認されている。

課　題

■今後も、不安を抱える児童生徒への適切な対応を継続し、児童生徒の心の安定を図る必要がある。

参考１　熊本地震に伴うカウンセリングが必要な児童生徒数の調査結果

（対象：熊本市立小中学校の全児童生徒）

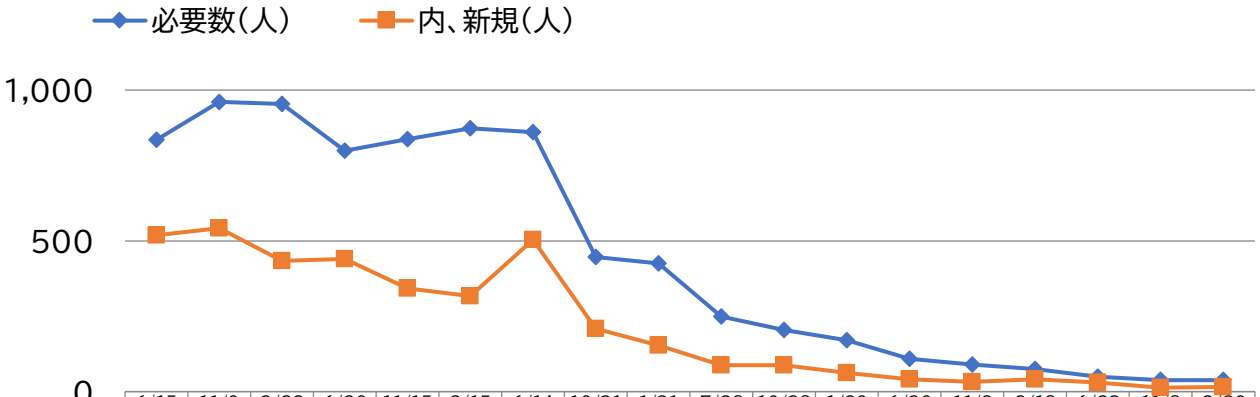

	6/15	11/9	2/22	6/20	11/15	2/15	6/14	10/31	1/31	7/28	10/28	1/29	6/30	11/2	2/18	6/23	11/8	2/20
必要数(人)	834	961	953	799	837	874	860	446	425	249	205	171	108	90	74	50	38	38
内、新規(人)	519	542	434	440	343	316	503	208	154	88	88	62	40	32	40	31	13	15

2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021年度	2022 年度
（60,321 人）	（60,122 人）	（59,853 人）	（59,748 人）	（60,112 人）	（60,047 人）

参考２　総事業費

〈2016 年度〉　約 101,400 千円
〈2017～2018 年度〉　約 22,000 千円×2 ヵ年　＝　約 44,000 千円
〈2019～2020 年度〉　約 15,000 千円×2 ヵ年　＝　約 30,000 千円
〈2021 年度〉　約 7,400 千円
〈2022 年度〉　約 3,700 千円

計　約 1.9 億円

熊本城の復旧・復興に対する支援

【文部科学省・国土交通省】

提案・要望内容

１　熊本城の復旧・復興に向けて、現行の補助率の嵩上げによる財政支援を継続していただきたい。
（文部科学省〈重要文化財建造物〉　補助率 85%⇒90%、
〈特別史跡（石垣、復元建造物）〉補助率 70%⇒75%、
国土交通省〈都市災害復旧事業〉　補助率 2/3⇒0.783）

２　令和５年（2023）年３月に改定した「熊本城復旧基本計画」の着実な推進に向けた復旧事業費の確保について、引き続き支援をお願いしたい。

３　復旧・復興に係る現地指導や会議への出席、文化庁内に設置されている熊本城復旧総合支援室の継続など、人的・技術的支援についても、現行どおり継続していただきたい。

現　状

■平成 30 年（2018 年）3 月に策定し、令和 5 年（2023 年）3 月に改定した熊本城復旧基本計画に基づき、文化財的価値の保全とともに、計画的・効率的な復旧と戦略的・効果的な公開活用に取り組んでいる。

課　題

■熊本城復旧基本計画の推進を図るためには、計画期間（～令和 34 年（2052 年）度）中の継続した財政支援と予算額の確保が必要である。

■重要文化財建造物や石垣などの復旧には高い専門知識と技術を持った人材が継続して必要である。

参考１　現行の補助制度

所管	補助メニュー	補助率	支援対象
文化庁	重要文化財修理、防災、公開活用事業費	90% (85%)	重要文化財建造物
	史跡等総合活用整備事業費、 重要文化財等防災施設整備事業費	75% (70%)	特別史跡（石垣、復元建造物）
国交省	都市災害復旧事業	78.3% (2/3)	再建・復元建造物 （天守閣・本丸御殿・飯田丸五階櫓） 熊本城公園施設 （便益施設・管理施設）

※激甚災害に係る復旧事業として、補助率の嵩上げが適用されている。（括弧内は通常の災害復旧事業に係る補助率）

参考２　令和６年度～令和 10 年度の復旧事業費（概算額）

単位：百万円

所管	支援対象		年度				
			R6（2024）	R7（2025）	R8（2026）	R9（2027）	R10（2028）
文化庁	重要文化財建造物	宇土櫓・続櫓	136	510	50	60	222
		平櫓			6	7	50
		源之進櫓・四間櫓・十四間櫓・七間櫓・田子櫓	168	309	282	522	
	石垣・復元建造物	石垣	1,355	1,710	1,515	1,735	2,351
		数寄屋丸二階御広間					247
		未申櫓					15
国交省	再建・復元建造物	本丸御殿			238	357	77
		長局櫓			52	77	23
		飯田丸五階櫓		150	301	301	229

※年度別の復旧事業費は概算額のため変動する可能性がある。

文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

１　国指定文化財等の災害復旧に向け、嵩上げ分を含め継続的に財政支援を講じていただくとともに、国登録文化財に対しても補助対象を工事費まで拡大していただきたい。

２　県・市指定及び潜在的価値を有する未指定文化財の災害復旧についての国庫補助制度を創設していただきたい。

現　状

■平成 28 年熊本地震において、国や県、市の指定文化財や指定文化財としての潜在的価値を有する未指定文化財の多くが被災しており、これらの復旧に相当の期間と多額の経費を要している。

■国指定文化財の災害復旧に資する国庫補助制度はあるが、文化財所有者の負担分も大きい状況にある。

■国指定以外の文化財については、熊本県が設置した「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」による民間所有者への支援が一部あるものの、自治体をはじめ文化財所有者等の負担は過大となっている。

課　題

■一部では未指定文化財建造物の解体も行われており、文化財の保存や復旧が進まない状況も懸念され、補助制度の拡充や創設が必要である。

参考１　現行の支援制度

項目	現行制度
国指定文化財等への継続的な財政支援及び助成制度の拡充	補助率（うち20%が災害復旧に係る嵩上げ分） ・国指定：70～85% ・国登録：設計費等のみ70～85%
県・市指定及び未指定文化財への助成制度の創設	・県・市指定：補助制度なし ・未指定：補助制度なし

参考２　復旧中の主な文化財

・国指定：釜尾古墳（R14 以降復旧見込）、塚原古墳群（R14 以降復旧見込）、熊本城跡（R35 以降復旧見込）
・市指定：明治天皇小島行在所（R5 復旧見込）

※文化財復旧の基本的な流れ

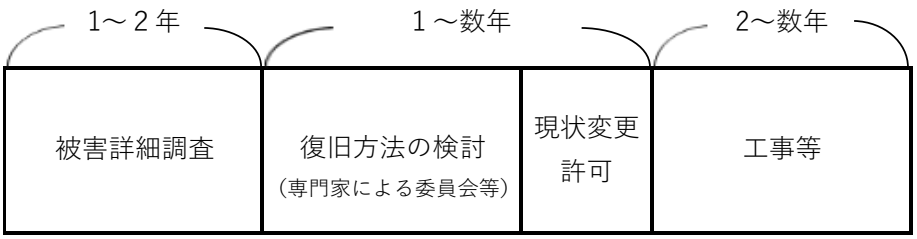

学校給食費の無償化に対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

１　子育てに係る保護者の経済的負担を軽減し、こどもたちに安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を安定的に提供するため、学校給食費の無償化について、恒久的な財政的支援をお願いしたい。

現　状

■生活保護世帯や就学援助世帯等の経済的に困窮する世帯に対して、学校給食費を無償化している。（約４億円）

■また、昨今の物価高騰による給食用食材価格の高騰への対応については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することで、保護者の負担を増やすことなく栄養バランスのとれた学校給食の提供をしている。

課　題

■子育て世帯の教育費における給食費の割合は小さくなく、相当な負担感がある。また、一日の栄養摂取量の大半を学校給食で賄っているこどもがいるなど、学校給食はこどもたちのセーフティネットとしての機能を有している。

■そのような中で、学校給食費の無償化に取り組む自治体もあることから、自治体の規模や財政力によって地域間の格差が生じることが懸念される。

■本市において学校給食費の無償化を実現するためには、新たに約２８億円の財源確保が必要となり、本市独自の財源だけで実施することは困難である。

要望担当課：教育委員会事務局学校教育部健康教育課　TEL096-328-2728

わいせつ教員排除に係る処分歴データの拡充

【文部科学省】

提案・要望内容

１　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき国において整備されるデータベースに、わいせつ行為に係る免職以外の懲戒処分の情報を追加していただきたい。

現　状

■令和３年４月、文部科学省から教育委員会の教員採用権者に対し、官報に公告された教員免許状の失効・取上げ情報を簡易に検索するための検索ツールが提供されており、採用希望者の過去の懲戒免職処分歴等が判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じ本人に対してより詳細な確認を行うことができるようになった。

■また、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（以下、「新法」という。）に基づき、国において、免許が失効もしくは取上げとなった元教員の氏名や処分された日付や理由のほか、必要に応じて事案の概要などの詳細などを含めたデータベースが整備されている。

■しかしながら、新法のデータベースで検索できるのは、懲戒免職となったケースのみであり、停職以下の処分を受けた者は把握することができないのが現状である。

課　題

■文部科学省が毎年実施する「公立学校教職員の人事行政状況調査」によれば、わいせつ行為に係る懲戒処分のうち、免職以外の処分も見受けられる。とりわけ、児童生徒に対するわいせつ行為については、文部科学省の通知で原則として懲戒免職とするべきとされているところ、停職処分となっているケースがみられる。

■また、過去にわいせつ行為を原因として停職以下の懲戒処分を受けた者が、その事実を秘匿して、他都市で再び教員として採用されるケースが生じている。

■教育委員会においては、教員採用試験や臨時的任用職員の採用希望者の経歴等の確認において、自己申告の内容に疑義が生じているか否かの確認ができない状況である。

■児童生徒等の権利利益を擁護するためには、わいせつ行為を原因とした停職以下の懲戒処分についても把握した上での教員採用が必要である。

参考１　性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）

性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）

	懲戒処分　A					訓告等 措置B	合計 A+B
	免職	停職	減給	戒告	合計		
R3	119	50	21	2	192	24	216
うち児童生徒に対するもの	89	5	0	0	94	0	94
R2	113	45	17	3	178	22	200
うち児童生徒に対するもの	91	5	0	0	96	0	96
R1	153	50	16	9	228	45	273
うち児童生徒に対するもの	121	5	0	0	126	0	126

（出典：公立学校教職員の人事行政状況調査より抜粋）

子どもがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会確保のための財政支援等

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】

提案・要望内容

１　子どもがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するためにも、部活動改革について、休日だけでなく平日も含めた方向性を早急に示していただきたい。

２　部活動指導員や外部指導者の配置など教員以外の人材を含む指導体制を整備するための施策について、配置の拡大や実態を踏まえた補助基準額の引き上げ及び人材派遣・外部委託・地域人材を活用した事業等への補助制度創設など、各地域の実態に応じた多様な運営手法を選択し得る制度となるよう、より一層の財政措置を講じていただきたい。

現　状

■中学校運動部活動数４６７部、文化部活動数１０９部　計５７６部の内、教員のみが指導している部活数は４７７部（８２．８％）となっている。（令和４年８月時点）

■中学校教員の約８割が部活動に従事しているが、勤務実態調査によると、約半数の教員が負担と感じている。

■外部人材（技術指導者）が少ないため、経験がない種目を担当する教員にとって、大きな負担となっている。

■令和４年度に時間外の在校時間が月８０時間を超過した教職員２３０人の内、中学校教諭等は１２８人（５５．７％）となっており、主な要因が部活動であることがわかっている。（令和５年３月末時点）

■スポーツ庁及び文化庁にそれぞれ設置された検討会議の提言や、同庁が令和４年 12 月に策定したガイドラインにおいて、平日の部活動について、休日の地域移行と一体的に検討する可能性についても言及されているが、休日の段階的移行を基本とし、その状況等を検証し、更なる改革を推進することとなっている。

課　題

■国の検討会議から提出された提言や、ガイドラインでは、休日の部活動の段階的な地域移行については具体的に示されたが、持続可能な部活動運営を行うためには、休日だけでなく平日も含めた検討を早急に行う必要がある。

■教職員の負担軽減のためには、部活動指導員などの外部人材を確保する必要があるが、厳しい財政状況の中、拡充等が困難である。

■これらの課題を踏まえ、本市では、熊本市部活動改革検討委員会を設置し、持続可能な運営主体のあり方等について検討しているが、運営に要する費用等について財政支援が必要となることが想定される。また、指導に係る人件費相当額については、保護者が運営主体に支払うことも検討しているが、保護者の負担が過度なものとならないよう、受益者負担の考え方を取り入れている他の制度と同様に公費による一部負担を検討していく必要がある。

■熊本市の総合型地域スポーツクラブ数は２３クラブしかなく、地域クラブの受け皿としては少ない。

参考１　中学校部活動（部数・加入率）推移

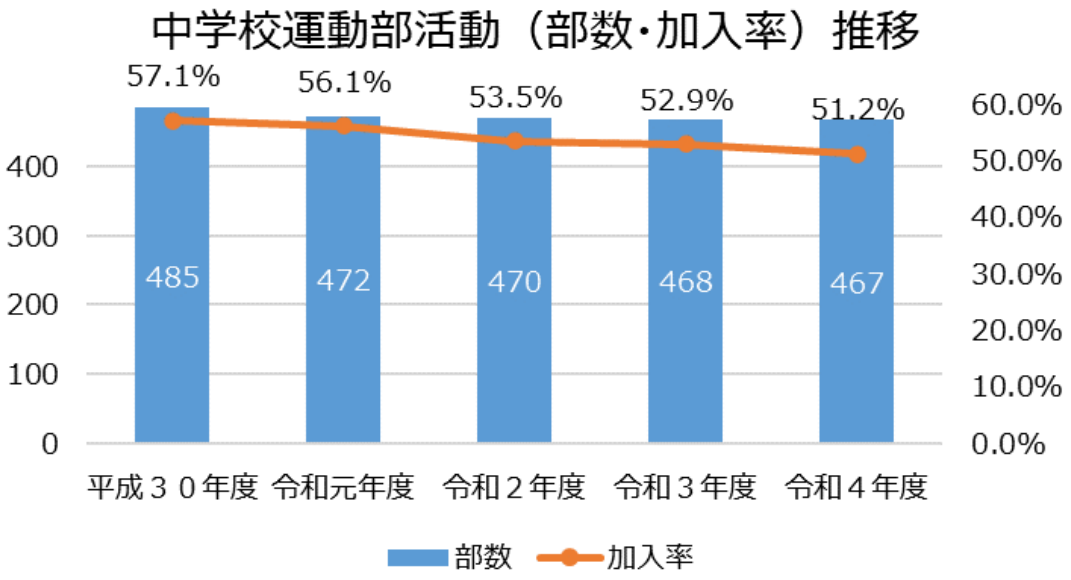

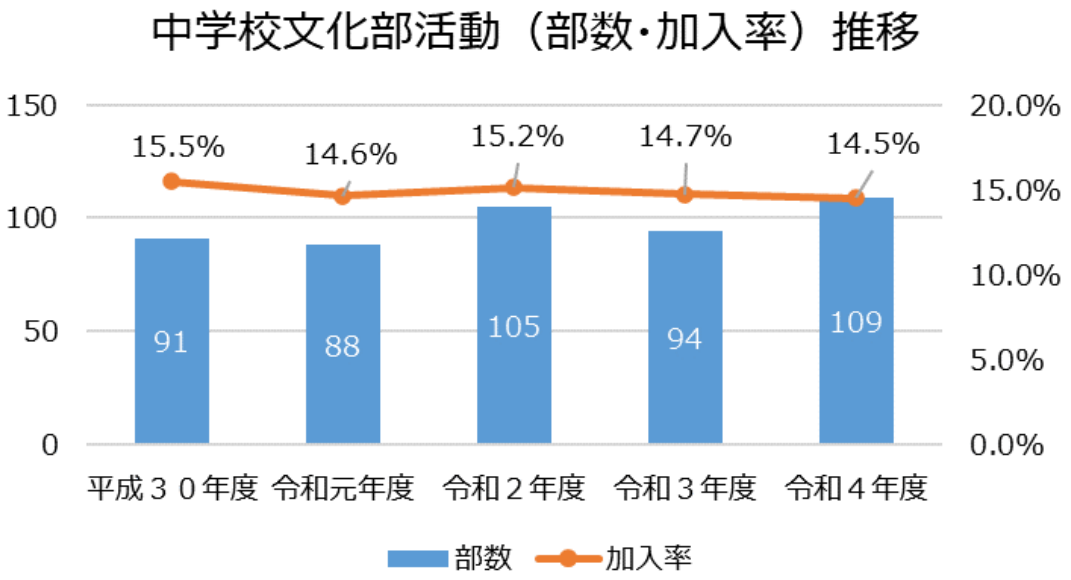

※文化部活動の令和元年度までの部数等は、文化部活動補助金の申請をした部活動のみの数となっている。令和２年度以降は、部活動調査を新たに行ったため調査基準が異なる。

参考２　中学校教員の部活動指導の内訳

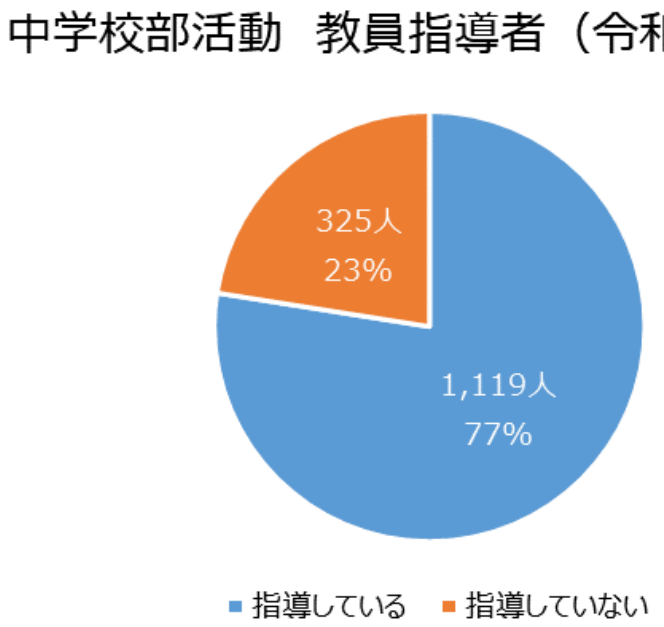

参考３　中学校部活動外部指導者配置状況

中学校運動部活動　外部指導者配置状況（令和４年度）

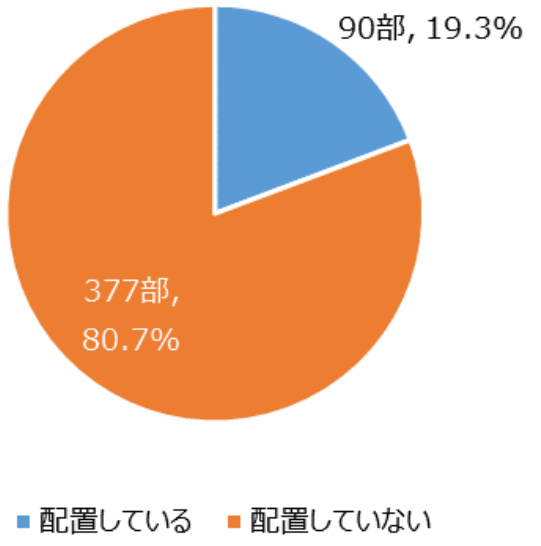

中学校文化部活動　外部指導者配置状況（令和４年度）

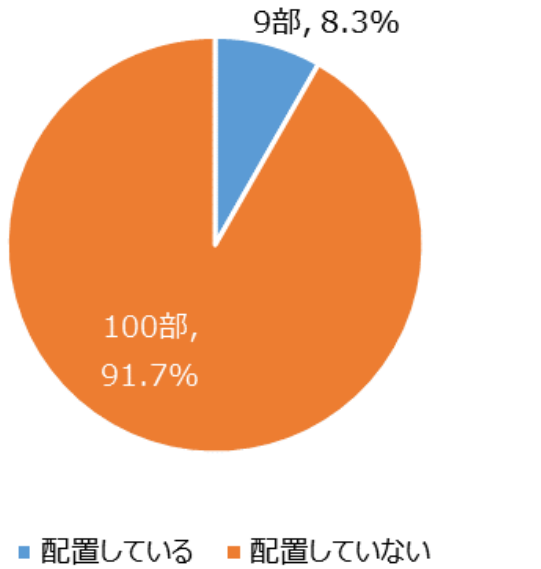

参考４　部活動についての負担感に関する調査

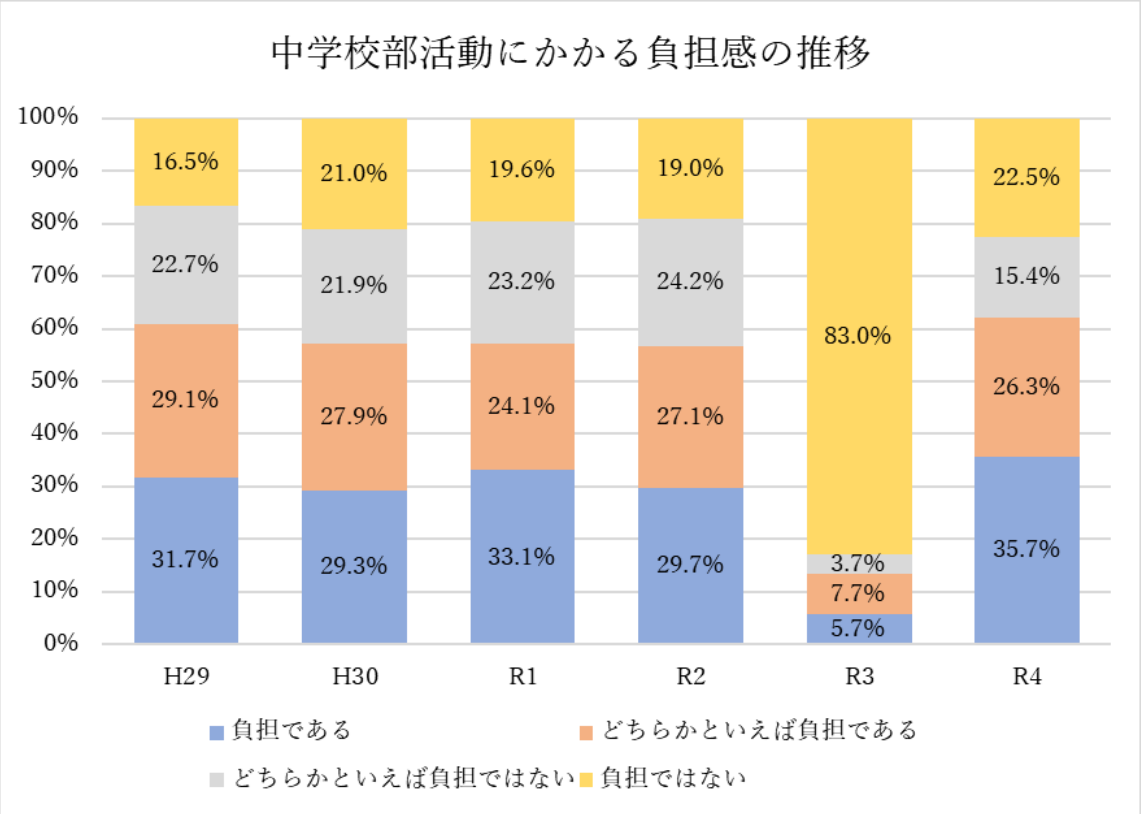

※令和３年度は、調査期間が「まん延防止等重点措置期間」の適用期間と重複し、部活動が原則禁止となったため、負担感が大きく減少したものと考えられる。

参考５　時間外の在校時間が月８０時間を超過する教職員の内訳

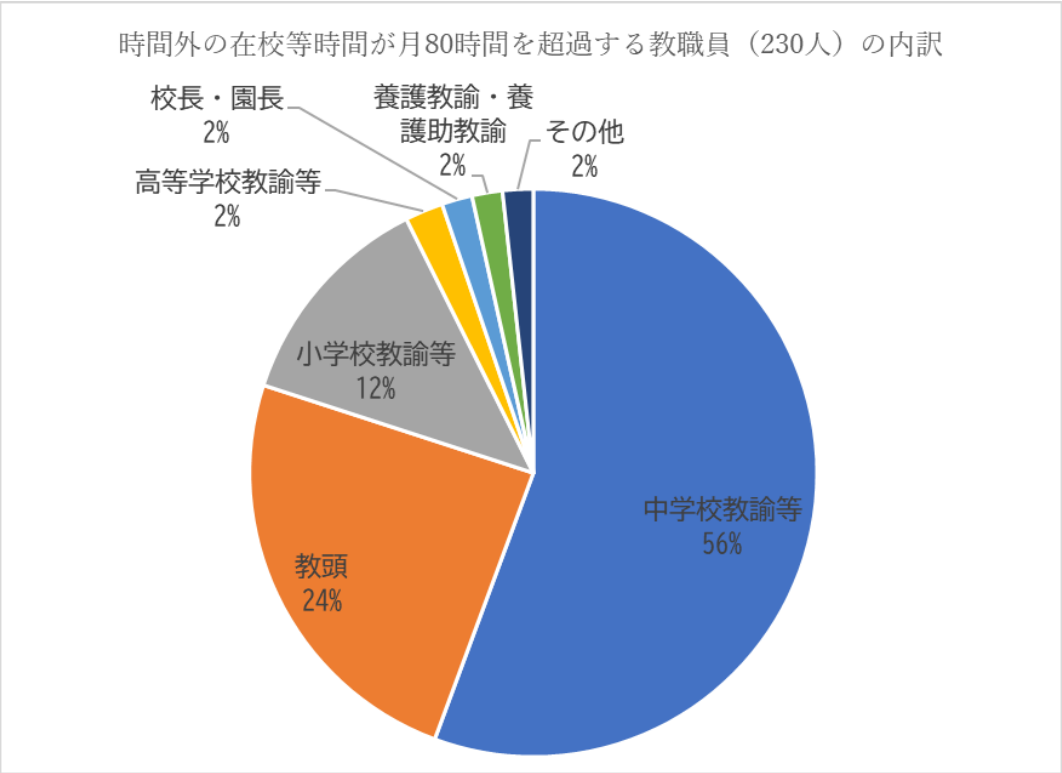

	全職員数	80 時間超過者	全職員数に対する割合	内訳
校長・園長	145 人	4 人	2.8%	1.7%
教頭	154 人	56 人	36.4%	24.3%
小学校教諭等	2031 人	29 人	1.4%	12.6%
中学校教諭等	1164 人	128 人	11.0%	55.7%
高等学校教諭等	103 人	5 人	4.9%	2.2%
幼稚園教諭等	38 人	0 人	0.0%	0.0%
支援学校教諭等	50 人	1 人	2.0%	0.4%
専門学校教員等	9 人	0 人	0.0%	0.0%
養護助教諭等	154 人	4 人	2.6%	1.7%
事務職員等	164 人	3 人	1.8%	1.3%
その他	75 人	0 人	0.0%	0.0%
総計	4087 人	230 人	5.6%	100.0%

参考６　８０時間超発生要因

全中学校に 80 時間超発生の要因を調査（令和元年 11 月時点）

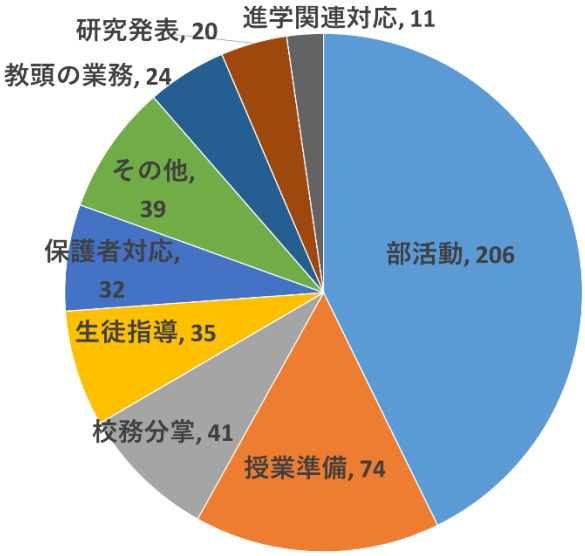

参考７　民間クラブに対する各家庭の一月あたり会費負担状況

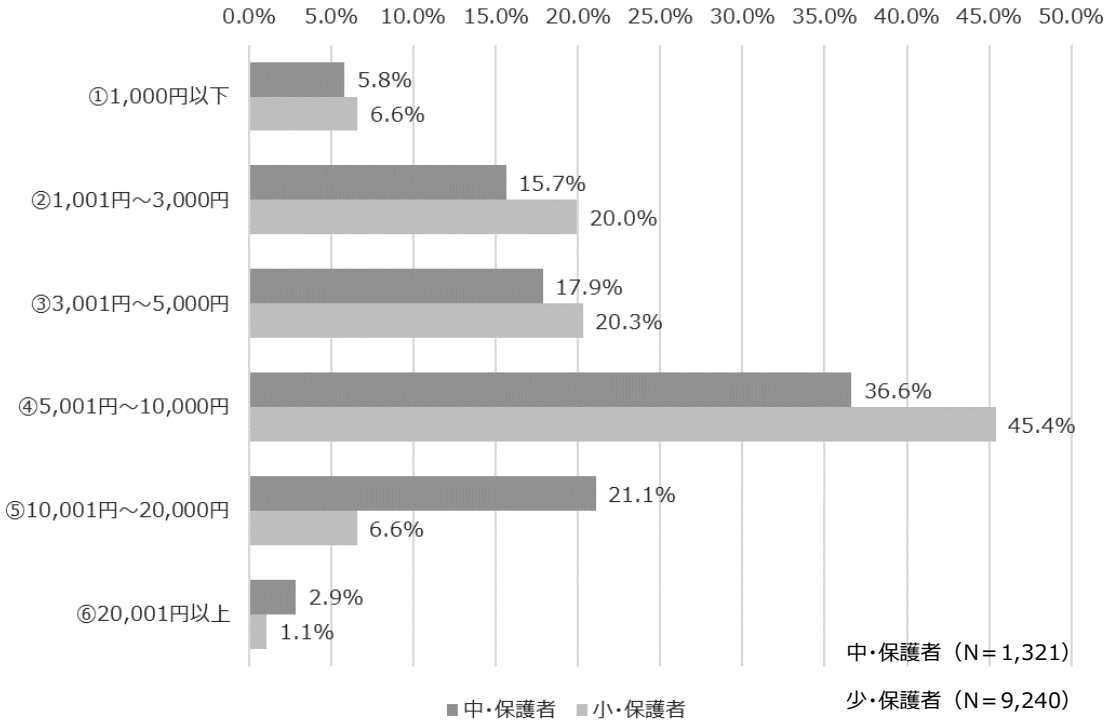

※参考（中学校部活動における平均部費月額）

運動部：2,130 円　文化部：2,182 円

義務教育課程における少人数学級の更なる推進

【文部科学省】

提案・要望内容

１　小学校の普通学級における学級編制の標準が３５人に引き下げられたことに伴い、新たに教室等の確保が必要となることから、施設整備に対する補助制度を拡充していただきたい。

２　中学校における少人数学級の実現に向け、学級編制の標準を見直し、基礎定数の改善を図るため、義務教育標準法を改正していただきたい。

現　状

■小学校の普通学級における学級編制の標準は、３５人に引き下げる義務教育標準法が改正され、令和７年度までに段階的に３５人学級に移行される。本市においては、国のスケジュールに先駆けて、令和４年度から小学校５年生への３５人学級を導入し、令和５年度は小学校６年生へ拡充した。

■一方、中学校の普通学級における学級編制の標準は、依然として４０人が標準とされている。

課　題

■学級編制の標準の引き下げにより新たに教室等の確保が必要となるが、教室不足に対応するための仮設建物設置に要する経費については、国庫補助の対象となっておらず、不足する教室については市の一般財源により対応している。

■中学校の学級編制の標準は４０人とされており、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導の実現が困難である。

要望担当課：教育委員会事務局教育総務部教育政策課　TEL096-328-2704
学校施設課　TEL096-328-2709　学校教育部教職員課　TEL096-328-2720

GIGA スクール構想の着実な実施に向けた支援

【文部科学省・内閣府】

提案・要望内容

１　１人１台のタブレット端末の整備について、端末の更新に要する経費への財政支援をしていただくとともに、その方針を令和５年度秋までに提示いただきたい。また、Wi-Fi 方式の端末だけではなく、LTE 方式の端末も想定していただきたい。
通信費等、LTE 端末の運用に必要な経費に対しても、十分な財政支援をしていただきたい。

２　今後の１人１台タブレット端末の整備や更新にあたっては、教育環境の安定的な充実のため、一過性の補助ではなく、継続的な財政支援を可能とする関係法令を整備していただきたい。

現　状

■本市では、平成 30 年度（2018 年度）から全小中学校の 3 クラスに 1 クラス分程度の LTE 端末（タブレット端末）を段階的に整備し、令和 3 年（2021 年）1 月末には全小中学校の児童生徒 1 人 1 台の LTE 端末の整備を終え、授業改善に取り組んでいる。

■LTE 端末は Wi-Fi 端末に比べて端末費用が割高かつ通信費用が発生するが、端末を持ち帰っての家庭学習時に Wi-Fi 環境の有無による学習環境の格差がないように、本市では LTE 端末を整備している。

■1 人 1 台のタブレット端末の整備の財政支援は、3 クラスに 1 クラス分の整備が地方財政措置、1 人 1 台分整備の残りが補助（公立学校情報機器整備費補助金）となっている。

課　題

■令和 6 年度に現行の端末を一斉更新し、令和 7 年度より新たな端末による運用を開始する予定であるが、国の財政支援の方針が出ておらず、予算化が難しい。

■端末の運用にあたっては、LTE の通信費のほか、機器保守費、指導者用・予備用端末整備費、セキュリティ対策費、ソフトウェアライセンス費等が必要となる。

■端末更新には多額の経費を要することから、国の継続的かつ安定的で、十分な財政支援が必要である。

参考１　本市における現在の端末整備にかかる費用負担状況

		H30年度（2018年度）	H31年度（2019年度）	R2年度（2020年度）	R3年度（2021年度）	R4年度（2022年度）	R5年度（2023年度）	R6年度（2024年度）	合計
2018年度整備	費用（市単独※地財措置含む）	75,600	497,040	723,041	721,447	723,770	301,570		3,042,468
	契約月数	（7ヶ月）	（12ヶ月）	（12ヶ月）	（12ヶ月）	（12ヶ月）	（5ヶ月）		（60ヶ月）
	契約台数（年度/契約末時点）	4,335	16,611	23,767	23,767	23,767	23,767		23,767
2020年度整備	費用（市単独）			159,324	961,527	968,046	968,471	807,059	3,864,427
	費用（補助※総額を月数で按分）			77,012	462,077	462,077	462,077	385,064	1,848,307
	契約月数			（2ヶ月）	（12ヶ月）	（12ヶ月）	（12ヶ月）	（10ヶ月）	（48ヶ月）
	契約台数（年度/契約末時点）			40,958	41,258	41,293	41,293	41,293	41,293
両年度合計	費用（市単独※地財措置含む）	75,600	497,040	882,365	1,682,974	1,691,861	1,270,041	807,059	6,906,940
	費用（補助※総額を月数で按分）			77,012	462,077	462,077	462,077	385,064	1,848,307
	総計	75,600	497,040	959,377	2,145,051	2,153,938	1,732,118	1,192,123	8,755,247
	契約台数（年度/契約末時点）	4,335	16,611	64,725	65,025	65,060	65,060	41,293	65,060

（費用単位：千円）

※2018年度整備、2020年度整備ともに、令和6年度（2024年度）末まで契約延長予定。
　合計の端末台数は、契約の最終時点の台数を計上。

令和4年度（2022年度）を例にとると、年間約22億円の負担。
補助がある場合、年間約17億円の負担となり、補助の方針により財政負担の影響が大きく変わる。

学校敷地の跡地利用に向けた
法的手続の簡素化の検討

【文部科学省】

提案・要望内容

１　学校敷地内には個人の所有地として登記されたものが散見され、閉校後の跡地の有効活用に向けた法的手続に多大な時間、費用及び労力を要している。
閉校後の学校敷地の有効利用に向け、法的手続の簡素化等について検討していただきたい。

現　状

■近年、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、全国的に学校の統廃合が行われている。

■本市でも平成 26 年（2014 年）6 月、「熊本市学校規模適正化基本方針」を策定し、平成 29 年（2017 年）3 月には、松尾東・松尾西・松尾北の 3 校を閉校した。

■当該施設は、地域住民にとって身近な公共施設であるとともに、地域のシンボル的な存在である。

課　題

■地域住民の共同の福祉又は利便の増進や地域の活性化を図るため、当該施設の民間活用に向け課題の整理を行ったところ、長年にわたり学校敷地内の一部に、個人の所有地として登記された土地があることが判明した。

■登記簿を基に探索を行ったところ、登記名義人が既に死亡し、推定される複数の相続人が他都道府県等に分散、所在が特定出来ないなど、跡地利用に向けた手続が困難を極めている状況である。

■現行法制度に基づき訴訟や詳細探索等を行った場合、多大な時間、費用及び労力を要するとともに、時間の経過に伴い推定される相続人が増加し、更に事象が複雑化する。

■全国の自治体でも同様の事例が見られ、今後、各自治体が学校の統廃合等を進めた場合、その対応に苦慮することが予想される。

参考１　現行制度と要望内容

法律名	主な内容	課題
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 （所有者不明土地法）	・公共事業における収用手続きの合理化・円滑化（所有権取得） ・登記簿に反映させるための不動産登記の特例を設ける	現在、建物等が建っていない未利用地に対する措置であり、学校跡地は対象外となる。
表題部の所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律	・表題部所有者不明土地について所有者の探索に関する制度を設ける ・探索の結果を登記簿に反映させるための不動産登記の特例を設ける	所有者が判明した場合でも、相当数の相続人に対する手続に多大な時間や費用を要する。

本市が要望する内容
閉校後の学校敷地の有効利用に向け、法的手続の簡素化等について検討していただきたい。

グローバル化に対応した英語教育の推進に伴う財政支援の充実

【文部科学省】

提案・要望内容

１　JET プログラム以外の民間事業者の活用による外国語指導助手（ALT）について、更なる財政支援の拡充を講じていただきたい。

２　生徒の英語能力検証について、外部指標実施経費に係る財政措置を講じていただきたい。

（１）外国語指導助手（ALT）

現　状

■本市では、小学校における外国語活動を先行実施するなど、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の充実に努めている。

■ALT の増員については、本市が求める指導力及び資質の担保並びに生活サポート等の事務負担軽減の観点から、平成 30 年度（2018 年度）から一部民間事業者の活用をしている。

課　題

■今後、授業時数の増加・学習指導内容の高度化への対応には、授業で活用する ALT を増員する必要がある。各自治体が ALT の拡充に取り組むことで、JET プログラム以外の ALT の需要も増大すると考えられる。

■民間事業者の活用についても補助対象とされたが、JET プログラムの交付税措置による財政支援と比べ、ALT の拡充を図る自治体の負担が大きく、求められる英語教育の充実に向けた取組の支障となる(民間事業者による派遣小学校のみ(補助率 1/3))。

参考１　ALT の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
JET	27	27	40	54	42	54	54
地域人材	6	6	6	0	0	0	0
民間派遣	0	0	10	10	15	10	10
合計	33	33	54	64	55	64	64

※ALT は原則８月～翌７月の１年で任用のため、８月での入れ替わり後の人数

※R2 は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ALT 減

参考２　小学校・中学校における ALT 等の活用授業時数の割合

（ALT 等活用授業時数／外国語総授業時数　で算定）

●小学校

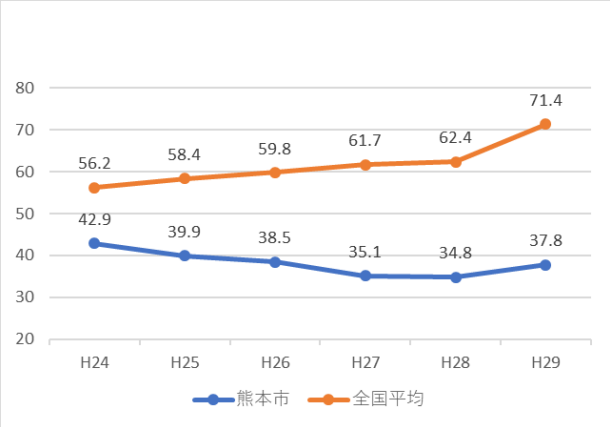

●中学校

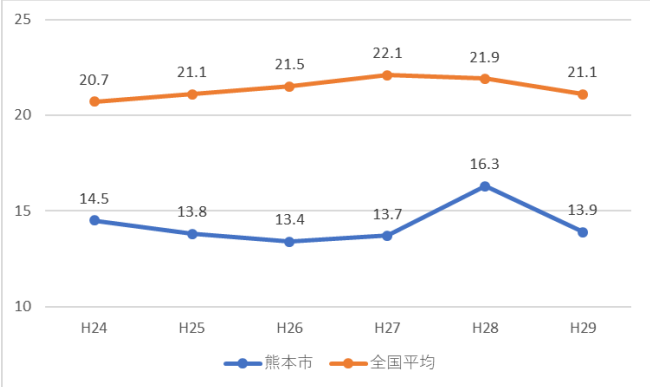

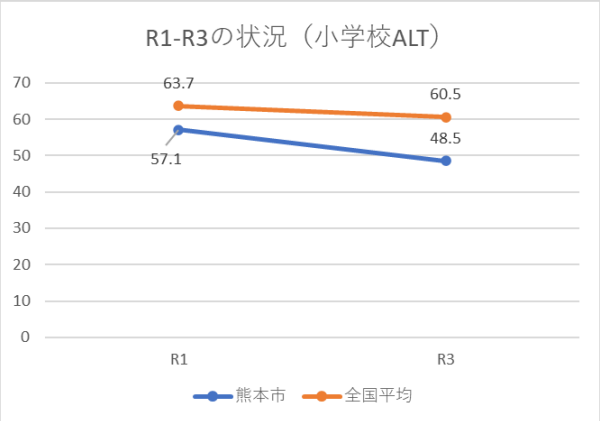

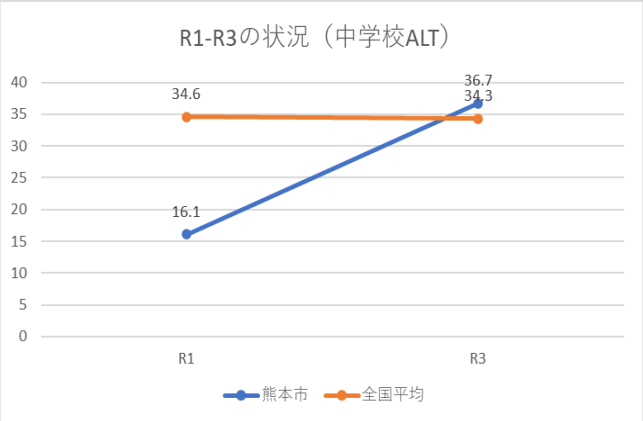

※H30、R2 については調査がなかったため未掲載。

※R1 より割合の算出方法が変わっているため、グラフを別で提示している。

（２）英語能力検証

現　状

■国は生徒の英語力の指標として、中 3 段階で英検 3 級以上を有する割合を 50%以上と定めている。

■本市では、平成 28 年度から公益財団法人日本英語検定協会の『英検 IBA』を熊本市立中学校で活用し、中 3 段階で英検 3 級以上を有する割合は、平成 28 年度 36.9%から、令和 4 年度 57.2%（令和 3 年度 56.1%）に向上した。

■受検した生徒は、自分の英語力が客観的に示されたことで学習意欲が高まり、教員もまた、より質の高い指導への意欲が向上するなどの効果があった。

課　題

■平成 28 年度から 3 年間、公益財団法人日本英語検定協会の復興支援を受け、『英検 IBA』を熊本市立中学校の全生徒が無償で受検したが、引き続き『英検 IBA』を活用できるよう外部指標実施経費（検定料：中学 3 年生約 6,000 人対象で約 3 百万円）を令和元年度から公費負担として予算化しているが、厳しい財政状況の中、費用負担が過大であり、継続や拡充が困難である。

参考３　英検 3 級以上相当の英語力を有すると思われる中学 3 年生の割合

（英語教育実施状況調査）

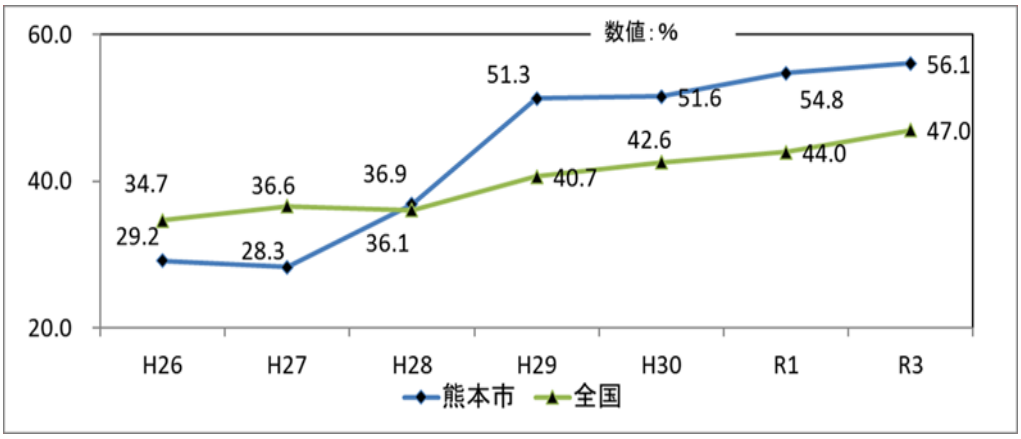

義務教育施設等の整備促進に対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

１　学校施設の新増改築における補助単価と実勢単価に乖離があるため、実情にあった対象経費の算定や補助単価の引上げを、引き続き検討していただきたい。

２　児童・生徒の安全確保や学校施設の機能改善を図るため、体育館の床等の施設の部位改修について補助制度を創設していただきたい。

３　児童・生徒の安全で良好な教育環境を確保するため、運動場などの屋外教育環境整備事業における国庫補助を継続するとともに、必要な予算額を確保していただきたい。

現　状

■本市では、児童・生徒の安全・安心の確保と教育環境の充実を図るため、計画的に学校施設の環境整備に取り組んでいる。

■学校施設の新増改築については、補助単価と実勢単価に乖離があるため、自治体の財政負担が大きく、計画的な整備が進んでいない。

■体育館の床等の施設の部位改修については、補助事業の対象外となるため、自治体における財政負担が大きく、計画的な整備が進んでいない。

■長年運動場を使用することにより、土の締め固まり等による段差や小石が露出し、児童・生徒がつまずいた際に、予期せぬ怪我へとつながる危険性があるため、屋外教育環境整備事業を活用し、計画的な整備が必要であるが、当該補助事業については、令和６年度（2024 年度）までの時限的措置となっている。

課　題

■近年、校舎・トイレ・体育館等、多くの学校施設の老朽化が進み、施設の長寿命化や環境改善を図るなど、安全で安心な教育環境の整備が必要。

参考１　体育館の床部位改修の事例

改修前

改修後

【運動場排水不良の状況】

きめ細かな教育活動の推進に向けた財政支援等

【文部科学省】

提案・要望内容

１　スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校に安定的に配置できるよう、これらの職種を教職員定数として算定し、国庫負担の対象としていただきたい。

現　状

■学校が抱える課題がより複雑化・多様化する中、本市では、スクールカウンセラーは全中学校に配置している。スクールソーシャルワーカーについては、令和２年度は活動の拠点となる学校へ配置した。

■令和３年度からは、不登校対策重点校として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校対策サポーターの３職種を６中学校に配置した。

課　題

■いじめや不登校をはじめとした生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を学校に恒常的に配置する必要がある。

参考１　令和４年度スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置

職種	配置状況
スクールカウンセラー	通常配置中学校区　（36校区）　7,665時間 不登校対策モデル中学校区（6校区）　3,540時間 特別支援学校（あおば、さくら）　70時間 フレンドリーオンライン　105時間 合計　11,380時間
スクールソーシャルワーカー	不登校対策重点校区　3人 拠点校配置型　13人 合計　16人